

当座勘定をご利用のお客様 各位

岐阜商工信用組合

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

当組合では、現在、呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に入金または振込みされた資金により支払いを行っておりますが、平成 30 年 10 月 9 日（火）から全銀システムの稼働時間が拡大（一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが提供する内国為替（振込）取引の 24 時間 365 日稼働化）されることにより、平日 15 時以降、土・日・祝日にも当座勘定への振込入金が可能となります。

これに伴い、「当座勘定規定」に入金時限（15 時）を明記する改定を行いますので、お知らせいたします。

なお、この取扱いは、既に当座勘定をご利用いただいているお客様にも適用されます。新規定をご希望のお客様は、窓口までお申し付けください。

記

1. 改定日

平成 30 年 10 月 1 日（月）

2. 対象規定

規定名	改定箇所
当座勘定規定	第 9 条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第 10 条（支払の範囲）

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定

改定前	改定後
第 9 条（支払の範囲） ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。 (② 追加) ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） ① 同左 ② <u>呈示された手形、小切手は呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、15 時以降に入金した資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u> ③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定内容は当座勘定規定の第 9 条に準じます。

以 上